

鉄道の混雑緩和に関する実証事業 公募要領

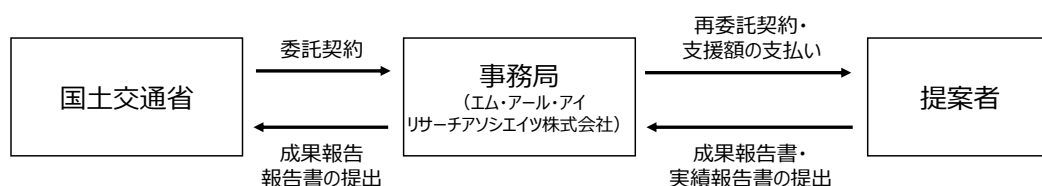
1. 事業概要

(1) 目的

- ・ 鉄道（軌道を含む。以下同じ）の混雑緩和に関する実証事業（以下「実証事業」という）は、主に首都圏・関西圏の都市鉄道の路線において、混雑緩和による利用者利便・サービス水準の向上や鉄道の運行効率の向上を目指し、各鉄道事業者によるソフト対策の社会実装や取組みの普及につなげることを目的として実施するものです。
- ・ 実証事業を通じて、鉄道利用者への混雑情報の提供、ポイント付与および割引運賃等のソフト対策に関する効果検証を行い、今後、各鉄道事業者にとり組みの横展開を推し進めることを目指すものです。

(2) 事業スキーム

- ・ 本実証事業は、公募により広く企画提案を求める「企画競争」として事業提案を募集し、有識者の意見を踏まえ、対象となる事業を国土交通省が選定します。
- ・ 選定された実証事業の応募主体は、国土交通省が別途委託する事業者（『鉄道の混雑緩和に関する調査業務』の受託業者（以下「事務局」という））と委託契約を締結し、事業を実施します。



(3) 支援額及び採択件数

- ・ 本公募全体での採択件数は2～3件程度で、実証事業への支援額の合計の上限は1,400万円（税込）程度を予定しています。
- なお金額及び採択件数は、提案された事業内容と経費を精査し最終決定します。

(4) 実証事業実施期間

- ・ 令和5年
10月18日（予定） 公募開始
11月2日（予定） 提案書提出締め切り
11月中旬 実証を行う事業者（実証実施主体）を決定および採択結果の通知
11月下旬 実証実施主体と事務局間での契約締結および計画書の提出締め切り
12月1日（予定）～令和6年2月中旬 実証事業実施
- ・ 令和6年
2月中旬 成果報告書の提出及び経費精算書の提出

3月中旬	事務局による検査
3月下旬	支援額の支払い

※実証期間終了後の一括精算となる点に留意してください。

※なお実証実施主体と事務局間で当該実証事業の精算が行われた後も、実証実施主体の経費により引き続き実証事業を継続することを妨げるものではありません。

2. 公募要件

(1) 募集する実証事業について

① 募集する実証事業の要件

- ・ 公募する実証事業の内容は下記②の通りで、いずれも下記の観点を持った提案としてください。
 - 鉄道事業者側の運用上の課題、導入におけるハードル、費用対効果等の視点を持つこと。
 - 実証事業を通じて、ソフト対策による混雑緩和の効果、利用者へのサービスもしくは情報の利活用の実態を明らかにすることを目的とすること。
 - 鉄道事業者のソフト対策の運用上の課題、導入時のハードル（対策のKPI、指標の測り方）、改善点を明確化し、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な取組を推進するための実証事業であること。
 - 実証事業にあたり、可能な限りKPIを設定、混雑把握の技術・手法（効果検証の手段）を明確にすること。
- ・ 1（4）に記載の実証事業実施期間内に実証事業を開始（着手）できる取組であること。

② 実施内容

- ・ 各事業者が抱える混雑に関する課題を踏まえ、混雑緩和による利用者利便・サービス水準の向上や鉄道事業者の運行効率の向上を目指すことを目的とした実証内容としてください。
例えば、鉄道の運行に係る混雑情報の提供（車両及び列車ならびに駅）により、利用者の行動変容を促進し混雑緩和を期待できる取組、ピーク時間帯を除く時間帯の入場・乗車に対し割引運賃の適用やポイントやクーポンを利用者（乗客・駅利用客）に付与する取組等。
- ・ 採択された実証事業については、事業開始に先立って実施内容が詳細に記述された実施計画書および予算計画書を事務局に提出してください。
- ・ 各事業者より、複数の案件にて提案いただくことも可能です。

③ 実施体制・実施場所

- ・ 実証事業の実施にあたり、実施主体となる申請者は、実証事業を確実に履行できる体制の構築および実施場所を選定してください。

④ 成果物等

- ・ 実証事業の結果を取りまとめた報告書および関連資料等の電子データ一式
- ・ 成果物には実証概要、実証結果のデータ（例：アンケート結果等）を含むことが必要です。
- ・ 実証実施期間内に実証事業が終了していない場合でも、途中経過報告・データを提出する必要があります。

⑤ 契約納期（成果物の提出期限）

- ・ 令和6年2月中旬（予定）
- ⑥ 実証結果の公表
 - ・ 提出された成果物の内容は、本事業（『鉄道の混雑緩和に関する調査業務』）の報告書にとりまとめて掲載するものとします。なお、当該報告書自体の公表は予定していませんが、実証事業の成果に関しては報告書概要版としての国土交通省ウェブサイト上にて公表の可能性もあることに留意してください。
 - ・ 提出された報告書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後、鉄道混雑緩和の施策の推進において、必要に応じて使用、同省のウェブサイト等で公表することがあることに留意してください。
 - ・ 実証事業終了後に、実証参加事業者の意向も踏まえて成果報告会の機会を持つ可能性があります。

3. 応募要領

(1) 応募資格

① 応募事業者の要件

本実証事業に応募可能な事業者とは次の要件を満たす事業者とします。

- (ア) 本公募要領の「(2) 受付期間」に定める期日までに、「(3) 提出物（様式）及び提出方法」に定める方法にて応募書類を事務局に提出すること。
- (イ) 本実証事業の請負契約を当社との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- (ウ) 本実証事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- (エ) 本実証事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- (オ) 複数の者で共同提案するときは、実証事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する総括者（総括機関）を定めること。
- (カ) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (キ) 国土交通省又は他府省庁等からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (ク) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に国土交通省との契約を解除されている者ではないこと。

② 応募事業者が留意すべき事項

本実証事業に応募する事業者は、次の事項に留意してください。

- (ア) 応募可能な事業者とは、個人又は法人（私法人又は公法人）とする。
- (イ) 一事業者あたりの提案数に制限を設けない。また、一事業者が複数の提案に参画することも妨げない。
- (ウ) 共同提案する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、本実証事業の遂行に当たっては、総括者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不履行責任に関しても協定の内容に含めること。

(エ) 提案書については国土交通省及び当社で協議の上、社会通念上不適切な組織（宗教団体や暴力団等）・事業運営能力が不十分な組織と判断した場合、無効とする。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意すること。

(2) 受付期間

- ・ 受付開始日（提案書受付開始日）：令和5年10月18日（予定）
- ・ 提案書提出締切日：令和5年11月2日 17時00分（予定）

(3) 提出物（様式）及び提出方法

① 提出物一覧

- ・ 様式1 応募申請書
- ・ 様式2 応募主体概要書
(会社パンフレット等会社概要のわかる資料、無い場合は自由書式で可能)
- ・ 様式3 提案書

② 提出方法

- ・ 提出先はエム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社「鉄道の混雑緩和に関する実証事業」事務局の専用 E-mail アドレス (r5railwaydemo-info@mri-ra.co.jp) へ電子媒体で提出してください。

③ 提案に関する注意点

- ・ 提出された応募書類は本実証事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。
- ・ 共同提案する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、本実証事業の遂行に当たっては、総括者を中心に、各事業者が協力して行ってください。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決してください。また、解散後の契約不履行責任に関しても協定の内容に含めてください。
- ・ 応募受付の締切時点において、競争的研究資金における不正経理、不正受給又は研究上の不正により応募制限措置を受けている者、国土交通省より指名停止の処分を受けている者等、本事業の実施にふさわしくない場合には、応募することはできません。なお、応募された提案がこの場合に該当していると認められる場合は当該提案を審査対象から外すことがあります。
- ・ 応募書類の作成費は本実証事業に係る経費（支出計画書に計上する経費）に含めないでください。また、提案の採否を問わず、提案書の作成費用は支給しません。
- ・ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となり、予算額内で実現が確約されることのみ提案してください。なお、採択後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ・ 連絡窓口以外の E-mail アドレスからの応募書類提出は応募書類提出と認めません。
- ・ 応募書類の合計サイズが約 50Mbyte (MIME エンコード前) を超える場合、当社メールサーバーにて受信することができません。このような場合、事前に同アドレスに連絡するようお願い

します。当社からは代替の提出方法をお知らせします。

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入様式を熟読の上、注意して記入するようお願いします。

4. 選定及び採択案件の決定

(1) 選定

- ・ 選定は書面で行い、選定に際して必要な場合には提案申請者に対してヒアリングの実施や追加資料の提出等を求めることがあります。

(2) 実証を行う事業者（実証実施主体）の決定及び採択結果の通知

- ・ 実証を行う事業者（実証実施主体）の決定及び採択結果の通知は令和5年11月中旬頃を予定しています。
- ・ 採択結果は、様式3 提案申込書に記載の連絡窓口に対して電子メールでのみ通知します。
- ・ 選定内容、及び採択結果に関する問い合わせには一切応じることはできません。

5. 契約について

(1) スケジュール

- ・ 令和5年

実証実施主体と事務局間で契約を締結：令和5年11月中を予定しています。

(2) 契約について

- ・ 採択後、契約条件・内容の交渉を経て、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社「鉄道の混雑緩和に関する実証事業」事務局との単年度委託契約を締結します。契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結するようにしてください。
- ・ 契約書の内容は国土交通省とエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社の間で締結されている契約書の内容に準ずるものとし、原則として採択者の依頼による内容の変更は受け付けません。

(3) 委託費について

- ・ 委託費（支援額）は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意してください。
- ・ 契約金額について、採択案件決定後に、提案金額の経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となります。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意してください。
- ・ 委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、事務局が確定検査（委託事業期間後）を実施します。原則として、確定検査期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、支払うべき金額は契約額以下になること（事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない）に留意してください。

- ・ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になります。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意してください。
- ・ 委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなります。したがって、それまでの間は事業者における立替払となる（期間中の暫定払いは認めていない）ことに留意してください。

(4) 成果物について

- ・ 実施主体は令和6年2月中旬（予定）までに、成果報告書を提出してください。
- ・ また令和6年2月中旬（予定）までに、委託金額の適切な確定にあたり必要となる実績報告書及び経費証拠書類一式を提出してください。

6. 経理処理（精算）について

(1) 対象となる経費について

今回対象となる経費は、国が実施したい業務を遂行する採択者に対し支払う対価であり、採択者の利益になるような計上は認められません。

計上可能な経費区分・費目は以下の通りとします。

経費区分	費目	主な内容
直接人件費	人件費（*）	本実証事業に直接従事した人員の労務費
直接経費	旅費	出張における交通費・宿泊費・日当等
	広報費	
	備品費・借料及び損料	本実証事業を行うために必要となる物品の購入・レンタル等
	消耗品費	本実証事業を行うために必要なもの 本実証事業のみで消耗されたことが証明できること 契約期間内に消耗できていること
	印刷製本費	報告書等の印刷製本
	システム改修費	本実証事業を行うために必要となるシステムの改修費用
	補助員人件費	本実証事業に必要なアルバイトに係る費用等
	アンケート費	サービス利用者等へのアンケート調査
	その他諸経費	他のいずれの区分にも属さない費用であり、本実証事業のためだけに費やされることが証明できるもの (注) ディズプレイやパソコンなど本実証事業終

		了後も廃棄せずに使用し続けられる物は対象外
再委託・外注費	再委託費	本実証事業に必要なだが、契約者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者以外注するために必要な経費（請負契約）
	外注費	
一般管理費	一般管理費（**）	本実証事業を行うために必要な経費であって、本実証事業に要した経費として抽出、特定が困難ものについて、本実証事業の契約締結時の条件に基づいて、一定割合の支払いを認められた間接経費

経費計上に当たっては、事務局が別途提示する証憑類等を作成・整備してください。事務局が証憑類についての確定検査を行い、確定検査に合格した経費のみ請求可能となります。

（*）人件費は、人件費単価×従事時間で算出してください。

人件費単価の算出方法は以下の①もしくは②の算出方法のいずれかを採用してください。

- ① 実績単価既に事業者において設定している場合は以下の提出は不要（現状において国から認められている単価が無い場合に次の通り算出すること）

$(\text{給与年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$

【注】

- ・ 給与年間総支給額には、残業割増分、休日割増分を含めないこと
- ・ 給与年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができる。
- ・ 年間理論総労働時間＝営業カレンダーによる年間営業日×就労規定にて定められた営業日一日あたりの勤務時間

② 健保等級単価

健保等級を用いて経済産業省が別途定める労務単価を適用

なお、従事者に役員がいる場合、出向者・臨時雇用者がいる場合は、別途、単価調整が必要となる場合があります。

（**）一般管理費は、直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費率で算出すること

直接経費には「再委託・外注費」を含めることはできません。

一般管理費率は、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社との契約締結時の率とします。

人件費単価に一般管理費等が含まれている場合は、相当する額を一般管理費より控除しなければなりません。

一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、「鉄道の混雑緩和に関する実証事業」事務局と協議のうえ一般管理費率を決定します。

【一般管理費率の算出方法】

① 民間企業の場合

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出し計算してください。

ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等）」

については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、

記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に

区分した内訳書より、その「販売費」を採用します。

② 公益法人の場合

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「事業費」} \times 100$$

正味財産増減計算書の経常費用から、「管理費」「事業費」を抽出し計算してください。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額

がある場合は除外することとします。

③ 独立行政法人の場合

$$\text{一般管理費率} = \text{「一般管理費」} \div \text{「業務費」} \times 100$$

損益計算書の経常費用から、「一般管理費」「業務費」を抽出し計算してください。

ただし、「一般管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費

税額がある場合は除外することとします。

④ 大学等教育機関の場合

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「支出の部の合計」} \times 100$$

$$\text{管理費} = (\text{人件費} - \text{教員人件費}) + \text{管理経費}$$

消費収支計算書の消費支出から、「管理費（人件費、教員人件費、管理経費）」「支出の

部の合計」を抽出し計算してください。

7. 知的財産マネジメント

本実証事業では、知的財産マネジメントについて、採択者と当社間の契約において定めるものとします。

(1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第17条）の適用

当社エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社及びの委託元である国土交通省は、フォアグラウンド IP（採択者が、本実証事業の実施により得た知的財産権）について、採択者が産業技術力強化法第17条第1項各号に定める以下の事項を遵守し、契約書に定める手続きを実施することを条件として、採択者

から譲り受けません。ただし、採択者が国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関）の場合には、採択者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンド IP について採択者と国との共有とすることができるものとし、採択者と国との持分の合計のうち 50%以上の持分は国に帰属するものとし、

- ・ 実証事業成果が得られた場合には遅滞なく当社を通じて国土交通省に報告すること。
- ・ 本調査の委託元である国土交通省が当社を介して公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド IP を無償で当社及び本事業の委託元である国土交通省に実施許諾すること。
- ・ フォアグラウンド IP を相当期間利用していない場合に、国土交通省が当社を介しての要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド IP を実施許諾すること。
- ・ フォアグラウンド IP の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ当社を介し国土交通省の承認を受けること。

(2) その他の事項

- ① 採択者又はフォアグラウンド IP の移転を受けた者（以下、採択者等）が合併又は買収された場合は、速やかに国に報告するものとし、国は、採択者等が保有するフォアグラウンド IP について、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド IP の保有者以外の第三者による実施を確保します。
- ② 採択者等が、その親会社又は子会社（これらの会社が国外企業等である場合に限る。）へフォアグラウンド IP を移転等しようとする場合は、国に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとし、
- ③ 採択者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとし、
 - (ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンド IP について、第三者に対して実施許諾することができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする。
 - (イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンド IP に係る出願費用等は、国外企業等が負担すること。

8. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティの確保

採択者は実施計画書に基づき、情報セキュリティ管理を行ってください。情報セキュリティ管理は、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とし、以下に示す作業を実施してください。

- (ア) 本実証事業の情報セキュリティ対策管理を行う管理者を配置すること。
- (イ) 実施計画書内の情報セキュリティ対策要領に則った情報セキュリティ管理を実施すること。
- (ウ) 国土交通省及び当社から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (エ) 本実証事業の実施にあたり、採択者又はその従業員、本実証事業の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が、情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。

- (オ) 採択者の資本関係・役員等の情報、本実証事業の実施場所、本実証事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (カ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (キ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、国土交通省及び当社へ報告すること。
- (ク) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、国土交通省及び当社の承認を受けた上で実施すること。
- (ケ) 国土交通省又は当社が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。なお、情報セキュリティ監査の内容については、国土交通省、当社、及び採択者間で事前協議を行うものとする。
- (コ) 本実証事業において要安定情報を取り扱う等、国土交通省又は当社が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (サ) 本実証事業の一部を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対し、情報セキュリティが十分に確保されるよう、実施計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- (シ) 国土交通省又は当社から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (ス) 国土交通省又は当社から受領した要保護情報が不要になった場合は、国土交通省及び当社の指示に従い、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (セ) 本実証事業において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに国土交通省及び当社に報告すること。

(2) 機密保持、資料の取り扱い

採択者は本実証事業を実施するにあたり、入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従ってください。

- (ア) 本実証事業に必要ななくなり次第、速やかに国土交通省又は当社に返納すること。
- (イ) 本実証事業の完了後、上記に記載される情報を削除又は返却し、該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を国土交通省及び当社へ提出すること。
- (ウ) 採択者は本実証事業に関して入手した情報等（公知の事実等を除く。）及び本実証事業遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本実証事業の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (エ) 採択者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て採択者が負担すること。
- (オ) この項目について採択者は、契約期間の終了後においても同様とする。

9. 個人情報取り扱い

本公募は、国土交通省より、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社が受託して、実施するものです。申請者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認いただき、ご同意の上、申請ください。

申請いただいた場合、同意いただいたものとさせていただきます。

1.個人情報の取扱いに関する 弊社の基本姿勢	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社は、JIS Q 15001に準拠した個人情報の取扱いを行っております。申請者の個人情報は、弊社が定める「個人情報保護方針」に則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。
2.申請者の個人情報の利用目的	申請者の個人情報は以下の目的のために利用させていただきます。下記以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の混雑緩和に関する実証事業に関連する応募、選定、決定、契約、遂行および精算等の事業実施に当たる手続き。
3. 申請者の個人情報の提供	申請者の個人情報については、当該事業の業務委託元である以下の会社（組織、個人）に、以下の目的により提供を予定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供先：国土交通省 ・ 提供する目的：鉄道の混雑緩和に関する実証事業に関連する応募、選定、決定、契約、遂行および精算等の事業実施を支援するため。 ・ 提供する個人情報の項目：所属先・住所・氏名・経歴・電話・電子メールアドレス ・ 提供の手段又は方法：CD 等での手渡し、宅配便等
4. 申請者の個人情報の委託	申請者の個人情報は、外部委託事業者へ個人情報を取扱う業務を委託する予定があります。その際、必要な契約を締結し、弊社の従業員に対するのと同等の管理を行います。
5. 申請者の個人情報の利用終了後の措置（個人情報の保管期間）	令和5年度鉄道の混雑緩和に関する実証事業終了後5年間保管します。保管期間終了後は、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ管理分については、弊社が責任を持って廃棄します。
6. 申請者が個人情報を弊社に与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に生じる結果について	本公募につきましては、必要な個人情報の記載は、必須となっております。記入が無い場合は、「不採択」となります。
7.個人情報に関するご連絡先	①個人情報保護管理者 氏名：田中 清一

	<p>所 属： 総務部</p> <p>〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号</p> <p>東急キャピトルタワー6 階</p> <p>エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 総務部</p> <p>②個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口</p> <p>※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。</p> <p>〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号</p> <p>東急キャピトルタワー6 階</p> <p>エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社</p> <p>総務部 個人情報問い合わせ担当</p> <p>お問合せフォーム： https://www.mri-ra.co.jp/form/contact.php より</p>
--	---

10. 問合せ先

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社「鉄道の混雑緩和に関する実証事業」事務局
Email : r5railwaydemo-info@mri-ra.co.jp

11. その他

- ・ 提案書等の作成・提出等に関する費用は、支払わないものとします。

以上